

白山市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



白 山 市

もくじ

1	パートナーシップ宣誓できる方	・・・ 2
2	パートナーシップ宣誓に必要なもの	・・・ 3～4
3	パートナーシップ宣誓手続きの流れ	・・・ 5～6
4	受領証等の再交付・返還（宣誓後について）	・・・ 7～8
5	自治体間連携について	・・・ 9
6	宣誓時に必要な書類チェックリスト	・・・ 10
7	よくある質問	・・・ 11～13

はじめに

白山市では、「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」に基づき、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現を目標に、計画の推進に取り組んでいます。

その取り組みの一環として、性的少数者をはじめ、様々な事情によって婚姻の届け出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々の思いに寄り添っていくために、令和3年12月10日から「白山市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

この制度の導入により、性的少数者の方の生きづらさが少しでも解消されるとともに、市民や事業者の皆様に性的少数者の方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指していきます。

パートナーシップ宣誓制度とは

本制度の「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係」のことを言います。

この制度は、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約したお二人が、自分らしくいきいきと生活されることを白山市が応援するものです。

1 パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップ宣誓をするには、お二人とも以下の要件をすべて満たしている必要があります。

1 成年に達していること

宣誓者の双方が成年に達していること
(民法改正により、令和4年4月1日以降「18歳以上」となります。)

2 白山市民であること、または転入予定であること

宣誓者のうち、双方もしくは、いずれかが市内に住所を有している、または市内へ転入を予定していること

◎市内に転入予定の場合 ※詳細は3ページ

宣誓の際に、転入予定先と予定日を記入いただきます。また、宣誓から3か月以内に転入したことを証明する書類を提出してください。

なお、3か月以内に提出がない場合には、当該宣誓は無効となり、交付番号を市ホームページに掲載します。

3 現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）

宣誓者の双方が、日本国内において配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。

- ・戸籍謄本等で確認します。
- ・外国籍の方は、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

4 宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係がないこと

すでに宣誓しようとする方以外とパートナーシップ宣誓を行っている方や、国内の自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップ制度を利用している方は宣誓できません。（他都市等の宣誓書受領証等の返還後は宣誓することができます。）

また、日本以外の国においても当該パートナー以外にパートナーシップ関係にある方がいる場合は宣誓できません。

5 宣誓しようとする方同士が近親者でないこと

民法734条の直系血族又は三親等内の傍系血族、民法735条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。

ただし、宣誓しようとするお二人が養子縁組をしている、または、養子縁組をしていた場合は宣誓できます。

2 パートナーシップ宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓をするためには、要件確認と本人確認のため、下記の1～4の書類が必要です。

宣誓希望日の10日前までに男女共同・人権推進室までご提出ください。

1 現住所を確認できる書類（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）

3か月以内に発行された下記のいずれかをお一人1通ずつお持ちください。

①住民票の写し（原本）

本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

②住民票記載事項証明書（原本）

本人のみで、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

※宣誓するお二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。

※本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コードの記載は不要です。

※個人番号（マイナンバー）の記載があるものは受け取れません。個人番号の記載がある場合は、マジック等で黒塗りしてください。

◎市内に転入予定の場合

転入が予定されていることが分かる書類の写し（転出証明書、転居先の賃貸借契約書）を提出してください。

【注意】 宣誓日から3か月以内に市内に転入されたことが分かる住民票の写し（原本）または、住民票記載事項証明書（原本）のいずれかの提出が必要です。提出がない場合は、宣誓が無効となります。

2 独身を確認できる書類（戸籍謄本・戸籍抄本等）

3か月以内に発行された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の原本、または戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の原本のいずれかをお一人1通ずつお持ちください。

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書または、大使館等が発行する独身証明書等の書類を提出してください。なお、宣誓するお二人が日本以外の国において、婚姻関係にある場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出してください。（いずれも日本語訳を添付して提出してください。）

3 本人確認書類

運転免許所、マイナンバーカード、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等をご持参ください。

【本人確認ができる書類の例】

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・国や地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き) ・在留カードまたは特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険、船員保険の年金証書 ・共済年金、または恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの</p> <p>※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの(左記に掲げる書類を除く)</p> <p>(「※」の書類のみが2点以上あっても確認できません。その他の書類(国民健康保険の被保険者証等)と組み合わせて提示してください。)</p>

【注意】有効期間または有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内であること。

4 通称名の使用を証明する書類 ※通称名の使用を希望する場合のみ

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。

通称名の使用を希望する場合は、日常生活において、その通称名を使用していることが確認できる書類を提示してください。(3か月以内に発行されたもの、または有効期限内のもの)

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・自宅宛の郵便物(消印があり、住民票の住所と一致するもの)

5 パートナーシップ宣誓書および宣誓事項確認書 (様式第1号および第2号)

市役所が用意し、宣誓日当日にご記入いただきます。

3 パートナーシップ宣誓手続きの流れ

1 宣誓日の予約と必要書類の提出（宣誓希望日の10日前まで）

①宣誓希望日の原則10日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに、電話またはメールで男女共同・人権推進室に予約してください。

（予約は希望日の3か月前から受け付けます）

- ・ 宣誓日時・必要書類等の調整・確認を行います。
※宣誓日時は状況によりご希望に沿えない場合があります。
- ・ 市から「日時の確定」を回答した時点で予約が成立します。
- ・ 宣誓から受領証の交付まで40分程度かかります。余裕をもってご予約ください。

宣誓可能な日時	月曜日～金曜日（年末年始・祝休日を除く） 午前9時30分～午後4時30分
---------	---

②宣誓希望日の原則10日前（土・日・祝休日、年末年始を除く）までに、必要書類をそろえて男女共同・人権推進室に持参、または郵送にてご提出ください。

- ・ 必要書類については3～4ページをご参照ください。
- ・ 持参による提出の際に、個室での対応を希望される場合は、持参される日時の予約をしてください。
- ・ 提出書類の内容等に不備・不足がある場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

予約連絡および書類提出先	白山市役所 男女共同・人権推進室 所在地 924-8688 白山市倉光二丁目1番地 (本庁舎1階) 電 話 076-274-9577(平日8時30分～17時15分) メー ル soudan-s@city.hakusan.lg.jp
--------------	---

2 パートナーシップ宣誓（宣誓当日）

予約した日時に、本人確認書類をお持ちの上、必ずお二人そろって白山市役所男女共同・人権推進室までお越しください。


- ①宣誓当日、宣誓書および宣誓事項確認書をご記入いただきます。
- ②宣誓書の写し（1枚）、宣誓書受領証（1枚）、宣誓書受領カード（2枚）を交付します。

※宣誓は、プライバシーに配慮し、原則個室で行います。

※自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓しようとする方および市職員立ち合いのもと、代書することができます。

※交付にかかる手数料は無料です。

【宣誓書受領証（A4サイズ）】1枚



年 月 日


パートナーシップ宣誓書受領証

Certificate of partnership

氏名 _____ 氏名 _____
（ 生 ） （ 生 ）
宣 誓 日 年 月 日

白山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

お二人が自分らしくいきいきと暮らし、
 お互いを人生のパートナーとして、
 力をあわせて永らくご活躍されることを願っています。



白山市長 **山田 憲昭**

○注意事項

- 1 この宣誓書受領証は、白山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って取り扱ってください。
 なお、この宣誓書受領証は、法的な効力を有するものではなく、白山市の各施策・事業において、優先的な取扱いをするものではありません。
- 2 次の場合は、宣誓書受領証及び宣誓書受領カード（以下「宣誓書受領証等」という。）を添えて、市長に届出してください。
 - ① 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
 - ② 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - ③ 宣誓者の一方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - ④ その他宣誓書の条件に該当しなくなったとき。
 - ⑤ 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。
 - ⑥ その他市長が宣誓書受領証等の返還が必要と認めるとき。

通称名を使用している場合
 以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

この宣誓書受領証を提示された方へ
 白山市では、すべての市民が日常生活の中で人権を尊重し、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会を推進しています。
 この宣誓書受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを白山市として証するものです。
 この宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。
 また、本制度を利用する方のプライバシーに関する情報や本制度を利用していることについて、第三者に知られることのないよう、十分ご注意ください。

【宣誓書受領カード（免許証サイズ）】2枚

パートナーシップ宣誓書受領カード

白山市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、
 パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本人 _____ パートナー _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

交付番号 _____ 号
宣 誓 日 年 月 日 白 山 市 長 公 印

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを白山市として証するものです。
 このカードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。
 また、本制度を利用する方のプライバシーに関する情報や本制度を利用していることについて、第三者に知られることのないよう、十分ご注意ください。

戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）
 本人 _____ パートナー _____

特記事項（自由記載）

4 受領証等の再交付・返還（宣誓後について）

再交付・返還の場合も、事前に電話またはメールでご予約ください。郵送でのお手続きも可能ですが、事前にご連絡をお願いします。

1 受領証等の再交付

以下のような場合、再交付の申請をすることができます。

- ・受領証等を紛失、汚損
- ・氏名の変更、通称名の変更

必要書類を添えて、交付希望日の10日前までに再交付申請書を提出してください。

交付希望日の10日前までに事前提出が必要なもの	
紛失・汚損の場合	様式第5号パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書
	本人確認書類（4ページ参照）
氏名・通称名の変更の場合	様式第5号パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書
	氏名の変更⇒改姓・改名が確認できる書類
	通称名の変更⇒通称名を使用していることが確認できる書類
	本人確認書類（4ページ参照）
交付日に持参するもの	
	・すでに発行している受領証（A4）、受領カード（双方2枚）※紛失の場合を除く
	・本人確認書類（4ページ参照）

※再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は、速やかに返還してください。

2 受領証等の返還

以下のいずれかに該当するときは、様式第6号の受領証等返還届を提出し、受領証等を返還する必要があります。

返還した受領証が必要な方は申し出ください。無効の穿孔を施した上で返戻します。

- ①パートナーシップを解消したとき
- ②一方が亡くなったとき
- ③お二人ともが市内に住所を有しなくなったとき

※転勤、親族の看護・介護その他やむを得ない事情により、一時的に市外に移動される場合は除きます。

- ④宣誓が無効となったとき（次ページ「3 宣誓が無効となる時」を参照）
- ⑤その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

3 宣誓が無効となるとき

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

その場合は、無効とした受領証等の交付番号を白山市のホームページ等に掲載する場合があります。

- ①宣誓者の双方またはどちらかにパートナーシップを形成する意思がないとき
- ②宣誓書の内容に虚偽があったとき
- ③宣誓できる方の要件（2ページ参照）に反しているとき
- ④市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき

4 宣誓書記載事項証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類を添えて、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。

申請ができる期間は、宣誓の効力を喪失した日から5年以内です。

【宣誓書記載内容等証明書が必要なときの例】

①宣誓をした事実の証明

民間のサービスを利用するとき等に、指定された期間以内に発行された証明書を求められた場合など。

②宣誓を解消した事実の証明

宣誓後に契約した民間サービスを解約するときや過去にパートナー関係であった事実を証明する必要がある場合など。

5 都市間連携について

白山市とパートナーシップ宣誓制度にかかる連携協定を締結している自治体の中で転出入する場合、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

1 白山市から転出する場合

- ①白山市で、宣誓受領証等の返還手続きは不要です。
- ②転出先の自治体で継続申告の手続きをしてください。
(手続きの詳細については、転出先の自治体で確認してください。)

2 白山市に転入する場合

①予約受付

- ・手続きを希望される日の原則 10 日前（土・日・祝日、年末年始を除く）までに電話またはメールで予約してください。
- ・予約は 3 か月前から受け付けます。
※予約状況等によりご希望に沿えない場合があります。

予約連絡先	白山市役所 男女共同・人権推進室 電 話 076-274-9577 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分) メー ル soudan-s@city.hakusan.lg.jp
--------------	---

②必要書類

- 転出元の自治体での交付書類（例：パートナーシップ宣誓書受領証等）
- 白山市に転入したことが分かる、現住所を確認できる書類
※P3「1 現住所を確認できる書類」を参照
- 本人確認書類 ※P4「3 本人確認書類」を参照
- 宣誓継続申告書 ※手続き当日に、ご記入いただきます。

【ご予約前にご確認ください】

- ・継続申告の手続きは、転入後 1 か月以内にお済ませください。
※1 か月を過ぎると宣誓の効力が途切れたり、継続申告ができなくなる場合があります。
- ・継続申告のご予約をいただくと、白山市から転出元の自治体に、お名前や「継続申告の予約があったこと」を連絡します。
- ・継続申告の手続きが完了した後の再交付や返還などの手続きについては、白山市パートナーシップ宣誓制度の取扱いとなります。

6 宣誓時に必要な書類リスト

書類名	確認・注意事項／必要数	期限
①現住所を確認できる書類（宣誓者それぞれ1通ずつ）		
住民票の写し（原本） または、 住民票記載事項証明書（原本）	・3か月以内に発行されたもの ・原本 ・個人番号の記載のないもの ・個人番号の記載がある場合は、黒塗り処理が必要	10日前までに提出
（転入予定の方のみ） 転入予定が分かる書類 例：転出証明書、転居先の賃貸借契約書	宣誓後3か月以内に、市内に転入したことが分かる住民票等の提出が必要	
②独身を確認できる書類（宣誓者それぞれ1通ずつ）		
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） または、 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	・3か月以内に発行されたもの ・原本	10日前までに提出
③本人確認書類（宣誓者それぞれ1種類もしくは2種類ずつ）		
1種類の提示で足りるもの	・コピー可 ・有効期限の定めがあるものは、その期限内であること	10日前までに提出 （宣誓日当日にも持参）
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード・運転免許証 ・パスポート・住民基本台帳カード（顔写真付） ・国・地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付） ・在留カード または、特別永住者証明書 		
2種類の提示が必要なもの		
<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書 ・共済年金または恩給の証書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの ※国・地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付きのもの（上記に掲げる書類を除く） 「※」の書類のみが2点以上あっても確認不可。 その他の書類（国民健康保険の被保険者証等と組み合わせて提示が必要）		
④通称名の使用を証明する書類（通称名希望者それぞれ1種類もしくは2種類ずつ）※通称名の使用を希望する方のみ		
1種類の提示で足りるもの	・コピー可 ・3か月以内に発行されたもの、もしくは有効期限内であるもの	10日前までに提出
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票 		
2種類の提示が必要なもの		
<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・自宅宛ての郵便物 （消印有かつ住民票の住所と一致するもの）		
⑤パートナーシップ宣誓書（市役所が用意し、宣誓日当日に記載いただきます）		
パートナーシップ宣誓書およびパートナーシップ宣誓事項確認書	様式第1号および様式第2号	宣誓当日に記入

7 よくある質問

Q1 パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利・義務が発生します。一方、白山市が行うパートナーシップ宣誓制度はお二人の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

Q2 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q3 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等、宣誓届出事項証明書の交付は無料です。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類(住民票の写し等)の交付手数料等は自己負担となります。

Q4 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、一方または双方が性的マイノリティの方、または事実婚の方で宣誓できる人の要件（2ページ参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q5 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして互いに責任を持って協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q6 宣誓する2人が養子縁組関係ですが、宣誓できますか？

宣誓できます。

Q7 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）と住民票、本人確認できる書類(3～4ページ)の提出が必要です。本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q8 通称名は使用できますか？

特に理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。申請に必要な書類は4ページをご確認ください。

Q9 宣誓はどこで行うのですか？

白山市役所本庁舎内の個室で行います。支所、市民サービスセンターでは手続きできません。

Q10 宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Q11 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。宣誓時はお二人でお越しいただき、宣誓書を提出していただく必要があります。

Q12 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時はお二人でお越しいただく必要があります。ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来ることができない場合には、ご相談ください。

Q13 受領証等(受領証、受領カード)に有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし、7～8ページの「2 受領証等の返還」に該当するときは、受領証等を返還する必要があります。

Q14 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

お二人ともが白山市に居住しなくなる場合は、様式第6号の返還届を提出し、受領証等を返還してください。

Q15 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍謄本や住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を白山市ホームページに掲載します。

Q16 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

お二人の関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、下記の行政サービス等が利用できるようになります。

また、行政サービス以外でも家族と同様の対応・サービスを提供する企業等が増えており、今後も活用していただけるよう、周知啓発に取り組みます。

【利用できる公的サービス等】

事 務 ・ 制 度	概 要
市営住宅への入居	パートナーへの入居資格の付与、同居の承認 等
消防団員家族表彰	長期在職団員のパートナーへの表彰状の贈呈
公立松任中央病院、つるぎ病院への入院、医療に関する同意	・ 本人に代わり、パートナーが入院を申込 ・ 手術等の際、パートナーが同意
白山市職員の休暇制度等 (事業所制度)	パートナーの忌引き等の特別休暇取得 等

白山市パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き

令和4（2022）年4月改訂

白山市市民生活部男女共同・人権推進室

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地)

T E L : 076-274-9577 F A X : 076-275-2211

Email : soudan-s@city.hakusan.lg.jp